



一般財団法人
杉原千畝記念財団

定 款

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、一般財団法人杉原千畝記念財団と称する。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、杉原千畝の偉業を正しく伝え、杉原千畝が実践した人道主義の発現により、社会の平和と安寧を推進することを目的とする。

第4条（事業）

この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

杉原千畝の事績に関する調査研究及び出版、講演等を通じての普及上記の調査研究活動、人道主義活動の顕彰・表彰

杉原千畝の事績に関わる展示館の維持運営

その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

第5条（設立者及び財産の拠出）

設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は以下のとおりとする。

住所（個人情報保護のため削除しております） 氏名 松本 洋

拠出財産及びその価額 金300万円

第6条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる

第7条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

第8条（評議員）

この法人に、評議員は3名以上7名以内を置く。

第9条（評議員の選任及び解任）

評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次の事項をいずれも満たす者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ）の業務を執行する者又は使用人でないこと
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがないこと。
 - (3) 前2号に規定する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）ではないこと。
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係わる決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までその効力を有する。

第11条（任期）

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第12条（評議員に対する報酬）

評議員は無報酬とする。ただし、特別な職務を執行した評議員にはその対価として、評議員会において別に定める支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

第13条（構成）

評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

第14条（権限）

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事、評議員の報酬並びに費用等の額
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第15条（開催）

評議員会は、定時評議員会として毎年度12月に1回開催するほか、必要がある場合はいつでも臨時に開催することができる。

第16条（招集）

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

第17条（決議）

評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項

第18条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

第19条（役員の設置）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

第20条（役員の選任）

理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選出する。

第21条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法定及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

第22条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。

第23条（役員の任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第24条（役員の解任）

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないと認められるとき。

第25条（役員の報酬等）

役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行した役員にはその対価として、評議員会において別に定める支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

第26条（構成）

理事会は、全ての理事をもって構成する。

第27条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

第28条（招集）

理事会は、代表理事が招集する。

代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第29条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第30条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 名誉顧問及び顧問

第31条（種類及び報酬等）

この法人に、名誉顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉顧問は、この法人に関する多大な貢献者のうちから、理事会において選任する
- 3 顧問は、この法人に関する貢献者、学識経験者等、並びにこの法人の役員等の退任者のうちから、理事会において選任する。
- 4 名誉顧問及び顧問は、無報酬とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、名誉顧問及び顧問に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第9章 定款の変更及び解散

第32条（定款の変更）

この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

第33条（解散）

この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

第34条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

第 35 条（公告）

この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 附則

第 36 条（設立時評議員）

この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

大新田 納、辛坊 正記、深澤 幸一郎

第 37 条（設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事）

この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 松本 洋、中澤 克之、古江 孝治、矢野 輝久
設立時、代表理事 松本 洋

設立時監事 向出 博

第 38 条（最初の事業年度）

この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から、平成 31 年 9 月 30 日までとする。

第 39 条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般財団法人杉原千畝記念財団の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成 30 年 8 月 20 日

設立者 松本 洋